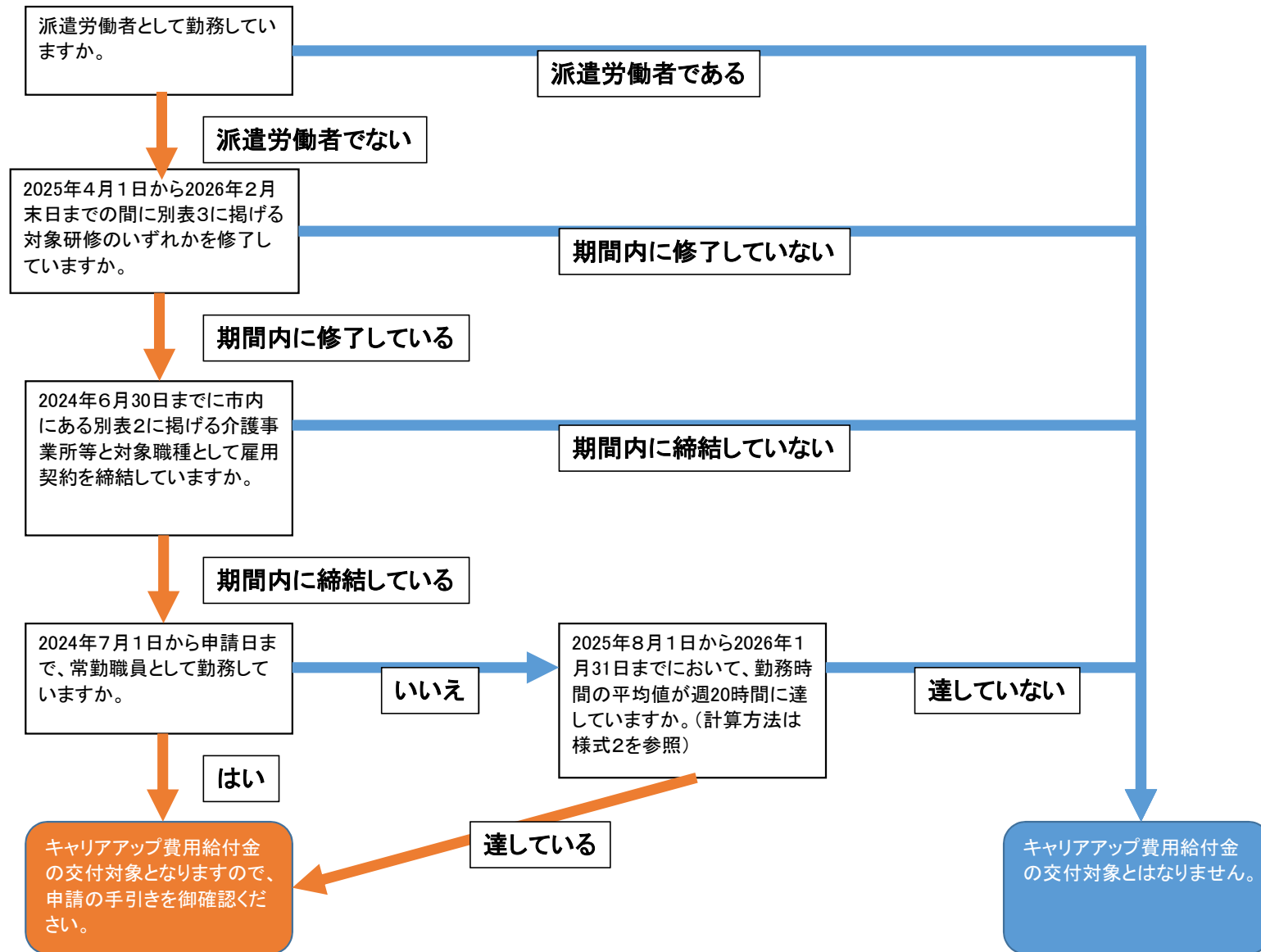


つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金
条件判定表(令和7年度)



別表2

給付金を受け取るには、対象事業種別にて、対象職種として勤務している必要があります。

※(1)～(3)の区分に応じて、対象職種が異なります。

(1)介護老人福祉施設又は対象介護保険事業所の一部

対象事業種別		対象職種
介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護職員 介護従業者 小規模多機能型居宅介護従業者 看護小規模多機能型居宅介護従業者 看護職員 機能訓練指導員 生活相談員 支援相談員 訪問介護員 サービス提供責任者 介護支援専門員 計画作成担当者 オペレーター オペレーションセンター従業者
訪問介護	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	
訪問入浴介護	居宅介護支援	
通所介護	介護予防訪問入浴介護	
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護予防認知症対応型通所介護	
夜間対応型訪問介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	
地域密着型通所介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	
認知症対応型通所介護	介護予防支援	
小規模多機能型居宅介護	第1号訪問事業	
認知症対応型共同生活介護	第1号通所事業	
地域密着型特定施設入居者生活介護		

(2)介護老人保健施設、介護医療院又は(1)以外を対象介護保険事業所

対象事業種別		対象職種
介護老人保健施設	短期入所療養介護	介護職員 支援相談員 介護支援専門員
介護医療院	介護予防通所リハビリテーション	
通所リハビリテーション	介護予防短期入所療養介護	

(3)障害福祉サービス事業所

対象事業種別		対象職種
居宅介護	就労移行支援	居宅介護等従業者 サービス管理責任者 サービス提供責任者 看護職員 生活支援員 職業指導員 就労支援員 相談支援専門員 作業療法士 理学療法士
重度訪問介護	就労継続支援	
同行援護	就労定着支援	
行動援護	自立生活援助	
療養介護	共同生活援助	
生活介護	特定相談支援事業	
短期入所	地域移行支援	
重度障害者等包括支援	地域定着支援	
施設入所支援	障害児相談支援	
自立訓練		

別表3

給付金を受け取るには、下記対象研修のいずれかを修了していることが必要です。

対象研修	概要
介護職員初任者研修課程	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程
介護職員実務者研修	社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得する研修又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第21条第3号イからトまでに掲げる課程のいずれかを修了した後、同法第40条第2項第5号に規定する学校又は養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得する研修
喀痰吸引等研修	社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第2項に規定する喀痰吸引等研修
同行援護研修	指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第538号)第1条第6号に規定する同行援護従業者養成研修
行動援護研修	指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等第1条第7号に規定する行動援護従業者養成研修